

総領事館便り 2月号

【再掲載】「2025年」旅券（パスポート）の日本での集中作成開始に関するお知らせ

1 旅券の仕様変更と申請から交付までの必要日数の増加

(1) 前回の「総領事館便り」でお伝えしたとおり、2025年3月24日から、旅券の偽変造対策を強化するため、人定事項ページにプラスチック基材を用いた「2025年旅券」の発給開始を予定しております。

(2) 現在は、旅券の申請から原則3開館日目以降に旅券を交付していますが、2025年3月24日以降に申請いただく旅券については、全て日本国内で集中作成され、当総領事館まで配送されることとなるため、申請から交付まで、3週間～4週間程度の日数を要することとなります。

今後、随時追加情報をご案内いたしますが、現在と比べて旅券の発給に長い期間を要することになるため、この機会に、改めて、現在お持ちの旅券をご確認いただき、旅券の残存有効期間が1年未満の場合や、その他申請事由（※下記リンク）に該当することとなった場合には、是非とも早めに旅券の申請を行って下さい。

(注) 旅券申請の際に、交付予定時期（目途）をお伝えしますが、具体的な交付日については、日本国内で集中作成された旅券が当総領事館に届き交付準備が整った段階で、再度ご連絡いたします（窓口で申請した場合は電話で連絡、オンライン在留届（ORR ネット）経由で申請した場合は、登録されているメールアドレス宛にお知らせします。）。

<その他申請事由>

https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/itpr_ja/passport.html

2 書面申請による旅券の即日交付サービスの終了

(1) 十分な時間的余裕をもってオンラインにて旅券を申請する場合、2025年3月24日以降も引き続き、来館（領事出張サービス会場への来場を含む）当日の旅券の受け取りが可能です。

(2) 一方、遠方にお住まいの方で、書面による申請を希望される方については、これまで、事前予約をすることにより即日申請・交付可能なサービスを提供してきましたが、2025年3月24日以降はこの旅券の即日発給のサービスを終了いたします。

(3) そのため、遠方にお住まいの方で、2025年3月24日以降に、来館（領事出張サービス会場への来場を含む）当日の旅券の受け取りを希望する方は、十分な時間的余裕をもってオンラインにて旅券を申請してください。オンライン申請により作成された旅券は、作成から6か月以内であればいつでも受領可能です。

(4) オンライン申請のご利用方法は、下記リンクからご確認くださいか、当総領事館パスポート担当まで電話又はメールにてお問い合わせください。

<オンライン申請のご利用方法>

https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/itpr_ja/passport.html

<お問い合わせ先>

電話番号：031-503-0008（総領事館代表）、メールアドレス：ryoji@sb.mofa.go.jp

（以上）